

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

①分限処分者 合計 13人(平成23年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	(0)	(0)		
心身の故障の場合	(0)	(0)	13 (10)	
職に必要な適格性を欠く場合	(0)	(0)		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	(0)	(0)		
刑事事件に関し起訴された場合			(0)	
計	(0)	0 (0)	13 (10)	

(注) ()内は平成22年度の状況

②懲戒処分者 合計 0人(平成23年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	訓告等
欠勤・遅刻・早退・休暇の虚偽申請・勤務態度不良	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
秘密漏洩・個人情報の目的外使用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
汚職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
政治目的を有する文書の配布	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
セクシャルハラスメント	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
営利企業等従事違反・職務命令違反・信用失墜行為等	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
横領・窃盗・詐欺・紛失・盜難	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公物損壊・出火・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
諸給与の違法支払・不適正受給・公金、公物処理不適正	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放火・殺人・傷害・暴行・けんか・器物損壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
横領・窃盗・強盗・詐欺・恐喝・賭博・麻薬所持	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
淫行・痴漢行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
交通事故・飲酒運転・交通違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不正アクセス・ウイルス、不正プログラム等の利用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) ()内は平成22年度の状況